

◎新潟県告示第1436号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成25年12月13日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 佐和田都市計画及び真野都市計画下水道
- (2) 名称 国府川流域下水道（国府川処理区）

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

- (2) 削除する部分

佐渡市大字八幡字辰巳、字浜、字新田、字野口、字岩野、字七軒町、字中川、字碓、字諏訪、字貝小路、字池田、字千本、字貝小島、字竹之花、字清水、字中江及び字長節、大字長木字前の田、字横戸、字竹之花及び字田中田、大字市野沢字笠井田、大字泉字嶋の前、字中之又、字城の前、字小又、字桶切及び字東沖、大字中興字柳田、字城の前及び字境、大字千種字境及び字中、大字金井新保字西沖、字東道崎、字川東、字やたい及び字唐崎、大字四日町字千束町、字古川通、字配当、字沖、字東方、字川端及び字祇園野、大字長石字千束町、字西通、字東通、字西畑、字谷地、字風除、字浜端及び字高立、大字真野新町字青塚、大字宮川字沖、大字畑野字向川原、字上り詰、字上り爪、字安国寺、字川原及び字畑沖、大字寺田字寺田沖並びに大字目黒町字西沖、字中ノ谷地、字落合及び字四反田の各字の一部、大字新穂皆川、大字上新穂、大字下新穂、大字新穂北方、大字新穂青木並びに大字新穂長畝の各大字の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成25年12月13日

至 平成25年12月27日

- (2) 場所

ア 佐渡市相川二町目浜町20番地1（〒952-1555）

新潟県佐渡地域振興局地域整備部計画調整課

イ 佐渡市真野新町489番地（〒952-0318）

佐渡市上下水道課

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。